

○福岡県青少年科学館の利用料金の減免及び還付に関する規則

平成十七年十月五日

福岡県規則第八十四号

福岡県青少年科学館の利用料金の減免及び還付に関する規則を制定し、ここに公布する。

福岡県青少年科学館の利用料金の減免及び還付に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福岡県青少年科学館条例（平成元年福岡県条例第三十七号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用料金の減免)

第二条 条例第六条第七項の規定に基づく利用料金の減額又は免除（以下「減免」という。）は、次の各号に掲げる場合に应じ、当該各号に定める利用料金の額について行うものとする。この場合において、利用料金の額に十円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する福岡県内に所在する小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、義務教育学校、特別支援学校又は幼稚園の児童、生徒又は幼児が教育上の目的のために教職員に引率されて利用する場合及びその引率者が利用する場合 利用料金の全額

二 学校教育法第一条に規定する福岡県内に所在する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の生徒が教育上の目的のために教職員に引率されて利用する場合 利用料金の五十パーセントに相当する額

三 学校教育法第一条に規定する福岡県内に所在する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の生徒を教育上の目的のために引率する教職員が利用する場合 利用料金の全額

四 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条に規定する福岡県内に所在する児童福祉施設に入所又は通園している四歳以上の幼児又は少年（同法第四条第三号に規定する少年をいう。）が教育上の目的のために児童福祉施設の職員に引率されて利用する場合及びその引率者が利用する場合 利用料金の全額

五 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者が利用する場合 利用料金の全額

六 療育手帳の交付を受けている者が利用する場合 利用料金の全額

七 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第四十

五条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が利用する場合 利用料金の全額

八 福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成八年福岡県規則第五十五号）第九条第五号に規定する身体障害者若しくは身体障がいのある人、第六号に定める者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）第六条第三項に規定する一級若しくは二級の精神障害者とその介護人が利用する場合 利用料金の全額

九 学校教育法第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼稚園の児童、生徒又は幼児その他これらに準ずると知事が認めた者が土曜日に利用する場合 利用料金の全額

十 六十五歳以上の者が利用する場合 利用料金の全額

十一 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める者が利用する場合 知事が必要と認める額

（平一九規則九・平二八規則一七・平二九規則三六・一部改正）

（利用料金の還付）

第三条 条例第六条第八項ただし書の規定に基づく利用料金の還付は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める利用料金の額について行うものとする。

一 利用者の責めに帰することのできない理由で利用できなくなった場合 利用料金の全額

二 前号に掲げるもののほか、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て、特に必要と認める場合 指定管理者が必要と認める額

三 前二号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める場合 知事が必要と認める額

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

（福岡県青少年科学館使用料条例施行規則の廃止）

2 福岡県青少年科学館使用料条例施行規則（平成二年福岡県規則第三十号）は、廃止する。

附 則（平成一九年規則第九号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年規則第一七号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年規則第三六号）

この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。